平成27年 12月
3号

津山市議会議員

政岡（まさおか）あきひろの議会報告

津山市の皆様に議会活動などをわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この報告紙は政務調査費で発行しています。

初心を忘れず

津山市民の皆様、いつもお世話になっております。「政岡あきひろの議会報告」第3号が出来上がりました。この議会報告は、毎回議会が終わる度に作成しています。とはいえ、この第3号が皆様方にご覧頂ける頃には、おそらく新しい年を迎えているのではないかと思います。

本当に、平成二十七年は色々なことがありました。私自身にとっても、大きな節目となる年でした。おかげさまで、皆様の代弁者として、貴重な議席をお預かりさせて頂けることとなりました。それまでの道のりや経緯を考える時、万感の思いがします。ご支援頂いた皆様方に、心よりお礼を申し上げます。

また、初登庁以来、多忙な議員活動に赴き励んでおります。一部は、本誌1号・2号にも、活動内容をお知らせしていますが、課題や取り組まなければならない問題は山積しています。これからも、初心を忘れずに努力していきたいと考えています。ご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。

なによりも、定数削減と厳格な倫理規定の確立による議会改革は急務です。また、行政そのもののコスト縮減を含む、行・財政改革への取り組みも重要です。私は、それらの改革への取り組みに関しては、任期を通じて取り組んで行くべきものだと考えています。

一方で、急激な高齢化が進む状況の中で、どのようにして津山市の生き残りをかけた活性化を図るのかということは、重要で切迫した課題であります。また、そのための観光、農林業をはじめとする産業振興策、教育施策、福祉施策、地域振興に関する施策など、取り組むべき課題は本当にたくさんあります。

またそれらは、日本の多くの自治体が抱える共通の課題でもあります。だからこそ、津山には津山独自の視点が必要です。独創的で、メリハリの利いた予算執行による、効果的な施策実施をしていくことが求められます。そのために、行政と議会が知恵を出し合い、また切磋琢磨しながら、真剣に取り組んで行かなければならないのだと思います。

私は、そのような視座に立ち目的意識を持って、一般質問などの議員活動に取り組んでいるつもりです。一方、質問時間は限られており、テーマを絞る必要もあるかと思います。したがって、十二月議会では農林業施策を中心に、一般質問を行いました。

十二月議会における質問の要旨

①津山の進むべき方向性における農林業の重要性と、それを踏まえた、地域活力増大への取り組みについて。

農業は、食糧の生産だけでなく多面的機能の発現、さらには地域の集落機能維持という視点からも重要な産業です。一方、先頃TPP（環太平洋連携協定）に関する大筋合意が図られるなど、我が国の農林業を取り巻く環境はグローバルに変化しています。

前回（九月議会）の私の質問に、市長は津山市第五次総合計画に掲げられた「彩あふれる花開く津山の創造 市民一人ひとりの想いがかなう夢と希望の花が咲き誇るまち」実現のために、四項目の成長戦略（農林業・ものづくり・観光・再生可能エネルギー）を示されました。

私は、その第五次総合計画に掲げられた基本理念を実現するために、観光ともう一本の柱として農林業振興が不可欠であると考えています。そこで、津山市においては、TPPなど多様に変化する社会情勢を踏まえたうえで、どのように農業生産額の増大を図り、その波及効果により地域社会に活力を与えようと考えているのかについて、市長及び当局の考えを質しました。

裏面に続く

無会派・無所属
活気ある津山へ　未来志向改革!!
発行 政岡あきひろ事務所　〒708-0014 津山市院庄 621-2　Tel.0868-28-0501　Fax.0868-28-4437　E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp
市議会の内容は津山市役所ホームページから配信しております。URL https://www.city.tsuyama.lg.jp/city/index2.php?id=392

②農業特区の創設など、多様な土地利用策を踏まえた津山独自の農林業振興策のあり方について。

津山市には、いわゆる農振地域の中に概ね三十アール（三反）に整備された田圃があります。例えば、これを団塊の世代など非農家の人が買うことができれば、その六分の一に家を建て六分の一を畑とし、残りの二十アールで米を作れば、有意義な老後が過ごせるはずです。

もちろん、そこにはその人を受け入れる暖かい地域社会が必要です。地域として移住者を受け入れ、営農の相談に乗り、集落社会の行事への参加を促すような、そんな地域社会です。そのような集落社会の形成を促すために、農業特区の創設など柔軟で斬新な施策実施を図る必要があるのだと思います。

一方、現在の状況では農家が農地を買えないようなこともあります。つまり、農地法の三条申請で農家が農地を購入しようとしたとき、その農家が耕作放棄地を所有していれば申請が通らないのです。そのような、あまりにも杓子定規な農地法の運用は、農地を守るはずの法律が、かえってやる気のある農家の営農意欲を削ぐ結果にもつながりかねません。

また、宅地開発などに関しても資力を証明する必要があり、小規模経営の地元不動産会社の障壁となっています。農地は守らなければなりませんが、それ以外に活用した方が良いような場合は、多様な活用策を図ることも重要です。その地域の特性を生かした、現実的な対応が必要だと思います。

いずれにしても、地方都市の地域集落社会に、どのようにして活力を与えるかという視点が大切です。何といっても、津山市の農村を中心とした集落社会を支えているのは、多くの兼業農家です。今日、その兼業農家の多くが疲弊しきっています。今回は、兼業農家が生き残っていける方策を探る質疑を行いました。

もちろん、認定農業者など専業で農業を担う人に対する支援策が大切なのは言うまでもありません。そのうえで、集落営農への参加支援や直接支払などに関するあり方など、津山市独自の施策実施に関して、柔軟で斬新な発想による取り組みが必要だと思います。

この他、増え続ける獣害への対策、背景にある里地・里山の保全にも言及しました。そのことは、そこに人が住み生活してこそできることです。そこに何人住んでいるのかではなく、何人住めるようにするのかという発想が必要です。また、それを考えるのが政治だと思います。

答弁概要と感想

質問内容としては、今回も的を絞った質疑ができたと思います。しかしながら、当局から引き出せた答弁内容はあたり障りのないものでした。国の制度の有効活用、農用地の集積促進、担い手の育成、農畜産物のブランド化などが示され、小規模経営のための地産地消や六次産業化などの方向性が挙げられました。

しかしながら、農業特区などをはじめとする斬新なアイデアや、移住・定住を促進するような柔軟な対応策は聴かれませんでした。それでも、津山市独自の攻めと守りの農業施策への言及や、全体を通して農林業施策に対し、真摯に取り組もうという姿勢は窺えました。

一方、現在の社会構造では、農林水産物の価格を決めるのは市場であって生産者ではありません。或いは、せっかく独自の生産物を開発しブランド化しても、売れるようになるまでは大変です。そのようなことを考える時、行政主導の積極的な取り組みをすることが必要です。

今回の質疑をもとに、効果的な施策実施を具現化するために、今後も努力して行きたいと考えています。これからも、忌憚のないご意見をお聞かせ頂きご指導ご鞭撻頂きますよう、よろしくお願いいたします。

発行 政岡あきひろ事務所　〒708-0014 津山市院庄 621-2　Tel.0868-28-0501　Fax.0868-28-4437　E-mail masaokape@ebony.plala.or.jp